**公共用地境界確定協議依頼の手引書について**

「境界確定」とは、四條畷市都市整備部建設課の所管する公共用地とこれに隣接する土地（以下「協議地」という。）との境界の全部（特別な理由がある場合は一部）について、市長と協議地所有者及び協議地の相隣地所有者等が協議してこれを定め、書面をもって明らかにするものをいいます。

当手引きは、四條畷市都市整備部建設課が所管する公共用地等の境界確定協議において、必要な事項を定めた『四條畷市公共用地境界確定事務取扱要綱』を補完するものであり、具体的な事務の取り扱いを定めたものです。なお、建設課所管の公共用地としては、市道、準用河川、法定外公共物、公園、緑地等があります。

　　四條畷市都市整備部建設課へ公共用地との境界確定協議を依頼される場合は、以下の内容に基づいて提出していただきますようお願いします。

**２　公共用地境界確定協議事務の流れ**

 **【協議者（代理人）】**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**【四條畷市】**

　　　　　　　　　　　　　　　　　提出（１部）

協議依頼書作成

審　査

　　　　　　　　　　　　　　　　　補正指示

受理・受付

公図訂正等

資料調査・確認

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　指示

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　提出

協議依頼者

（代行者）

事前調査

隣接地所有者

対側地所有者

地元関係者

立会日調整

現 地 立 会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　提出（3部）

　　境界確定図（雛形図参考）

　　承諾押印（隣接・対側土地所有者・地元関係者）　　　訂正の指示

確定書類の点検

　　写真

　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 訂正

決　裁

境界確定図交付

受　取

**３　公共用地境界確定協議依頼書について**

境界確定は、原則として協議地の所有者が、四條畷市長に協議を依頼して行うものです。

　（１）　協議依頼者について

　　　①　境界確定の協議は、道路等に隣接する土地の全部事項証明書上の甲区欄の所有者が行ってください。

　　　②　土地所有者が法人の場合は、その法人の代表者が協議依頼してください。

　　　　　ただし、法人が解散又は倒産した場合は、精算人又は管財人としてください。

　　　③　共有地の場合は、原則として共有者全員の連名としてください。ただし、一人の共有者が他の共有者の委任（様式第３号）を受けて依頼することができます。

　　　　　なお、マンション敷地所有者からの依頼については、管理組合の規約等に記載があれば、その代表者名で依頼を受け付けるものとします。記載がなければ、役員会の議決等、管理組合として必要な意思決定手続きが執られていることを確認した上で受け付けるものとします。

　　　④　全部事項証明書上の所有者が死亡している場合、相続関係説明図及びこれを証する書面（戸籍謄本等）を添付のうえ、法定相続人全員の連名により申請してください。ただし、相続人の内の一人が他の相続人の委任（様式第３号）を受けて依頼することができます。

　　　⑤　遺産分割協議書（印鑑登録証明書及び相続を証する書面添付）がある場合は、遺産分割協議書によって特定された相続人が申請してください。

　　　⑥　全部事項証明書上の所有者が未成年者の場合は、その法定代理人が申請してください。この場合、法定代理人であることを証する書面の添付が必要です。

　　　⑦　協議依頼者の現住所が全部事項証明書上の住所と異なる場合、これを証する住民票、戸籍の附票等の公的書類を提出してください。

　⑧　都市計画法に基づく開発行為等を施行しようとする場合、その他特別な理由がある場合には、その施行者が土地所有者に代わって申請することができます。

　　　　　ただし、土地所有者の委任を受けて行ってください。

　　　　　国、地方公共団体、その他市長が認める公的機関において施行する公共事業に伴う境界確定については、その施行者が土地所有者に代わって行うことができます。

（２）　境界確定協議依頼手続きについて

　　　①　協議依頼書は、様式第１号に基づいてください。

　　　②　協議依頼手続きには、協議依頼書を１部提出してください。

　　　③　協議者の住所・氏名・連絡先を記載し、押印（実印）してください。

なお、住所・氏名は、協議者が自署してください。

　　　④　協議依頼中に所有権の移転があった場合には、速やかに申請を取り下げてください。

なお、必要であれば新たな所有者で改めて協議依頼してください。

　　　⑤　協議依頼書の記載事項に変更がある場合には、速やかに届け出てください。

　　　⑥　協議者すべての印鑑登録証明書を添付してください。

　　　⑦　協議者の氏名・住所と全部事項証明書上の氏名・住所が異なる場合は、これを証する書面（住民票、戸籍謄本等）を添付してください。

　　　⑧　協議依頼手続きには、次に掲げる図書を、下記に掲げる順に添付してください。　　これらの書類については、『４．公共用地境界確定協議依頼書の添付書類について』に記している要領に基づいてください。

　　　　ア　委任状

　　　　　　・　協議地所有者に代わり協議依頼をする場合（様式第４号）

　　　　　　・　協議地所有者に代わり事務を代行する場合（様式第３号）

　　　　イ　印鑑登録証明書（協議依頼者が個人の場合）

　　　　ウ　印鑑証明書（協議依頼者が法人の場合）

　　　　エ　代表者事項証明書又は商業登記事項証明書（協議依頼者が法人の場合）

　　　　オ　土地全部事項証明書（協議地、隣接地、対側地及び関係土地）

　　　　カ　土地調書（協議地、隣接地、対側地及び関係土地）

　　　　キ　法務局備付けの地図（公図）の写し

　　　　ク　地積測量図の写し（協議地、隣接地、対側地及び関係土地）

　　　　ケ　位置図（協議地の付近の地図）

　　　　コ　現況平面図（縮尺２５０分の１以上）

　　　　サ　横断面図（縮尺50分の１以上）

　　　　シ　その他市長が必要と認める図書

　　　　なお、協議依頼書の記載事項に不備がある場合や添付書類が不足している場合等、補

正及び訂正等を求めることがありますので、事前に担当者の確認を受けてください。

　また、協議地が所有権確認、境界確定等の係争中の土地や、法務局備付地図（公図）と現況が相違している土地等については、協議依頼書は受理できません。

（４）　境界確定事務の代行

　　　①　協議者は代行者をたてて境界確定協議依頼をすることができます。この場合、協議者は当該第三者（以下「代行者」という。）に行わせる事務を記載した委任状を協議依頼書に添付してください。

　　　　　なお、代行者は土地家屋調査士、土地家屋調査士法人、測量士、測量士補としてください。

（５）　協議の目的

　　　①　境界確定を必要とする目的は、境界確定協議をするに至った境界確定後の理由（開発行為、土地分筆、地積の確定、売買、相続、用地買収等）を記載してください。

**４．　公共用地境界確定協議依頼書の添付書類について**

（１）　委任状について

①　委任状は、様式第３号及び４号を参考にしてください。

②　委任状には、代理権限（境界確定協議依頼書の作成、提出、現地立会、確定書の受領等）を記載してください。

　　　③　委任者は、委任状に委任日、住所、氏名を記載し、押印（実印）してください。

なお、住所、氏名については、自署してください。

　　　④　法人の代表者がその支社等の代表者に権限委任している場合、その委任内容が確認できる権限委任規則、内規等（写し可）を提出してください。

なお、この場合に、代行者を選任する権限を委任する場合は、その旨代行者への委任状に記載してください。

（２）　印鑑登録証明書について

　　　①　協議者の印鑑登録証明書は、申請日から溯って３ヶ月以内に発行されたものを添付してください。（不動産登記令第１６条第３項に準じる。）

　　　②　原本写しを添付する場合は、協議依頼時に原本を持参のうえ、原本還付印を受けてください。

　　　③　協議者が法人の場合は、資格証明書も添付してください。当該書面の写しを添付する場合は、協議依頼時に原本を持参のうえ、原本還付を受けてください。

（３）　全部事項証明書について

　　　①　申請日から溯って3ヶ月以内に発行された全部事項証明書を添付してください。（不動産登記令第16条第3項に準じる。）全部事項証明書の写しを添付する場合は、原本を持参のうえ、原本還付印を受けてください。

　　　　　また、登記情報提供サービスを利用した登記情報につては、協議地以外の情報としては利用できますが、協議地の情報としては利用できません。なお、登記情報提供サービスによる登記情報の写しを添付する場合は、閲覧者が記名・押印のうえ、閲覧内容と相違ないことの証明をしてください。

　　　②　隣接地及び対側地が府有地、市有地等の場合であっても、全部事項証明書又は登記情報提供サービスによる登記情報の写しを必ず添付してください。

　　　③　申請地、隣接地、対側地の順に添付してください。

（４）　公図について

　　　①　申請地、隣接地、対側地及び関係土地について、法務局備付けの公図を転写したも

のを添付してください。なお、この場合、閲覧場所、閲覧日、閲覧者の資格及び氏名

を記載し、押印してください。

　　　②　公図は、申請時から溯って3か月以内に転写したものを添付してください。（不動産

登記令第16条第3項に準じる。）

　　　③　申請地を着色してください。

　　　④　字界等により、申請地・隣接地・対側地及び関係土地が複数の地図の分かれている

場合は、必ず合成図を作成してください。

また、作成した合成図には、「合成図」と記載し、合成図作成日と作成者氏名を記載

してください。

（５）　地積測量図について

　　　①　協議地、隣接地、対側地、関係地（道路有地番）等について、地積測量図等の参考

となる資料があれば、その関係資料を添付してください。

　　　②　地積測量図等の参考資料については、閲覧場所、閲覧日、閲覧者の資格及び氏名を記載し、押印してください。

（６）　位置図について

　　　①　当該協議箇所の位置及び周辺の状況が記された地図（既刊の住宅地図等で縮尺1∕1500～1∕2500）を添付してください。

　　　②　協議地を着色してください。

（７）　実測平面図及び横断面図について

　　【実測平面図について】

　　　①　実測平面図は、原則１／２５０・１╱５００の縮尺で作成し、当該協議地及び周辺地の地形、構造物及び地上物件を表示してください。

　　　②　方位及び縮尺、市町字名及び地番、道路等名を記載してください。

　　　③　協議者が協議依頼する境界線を朱線で記載してください。また、境界標又は仮杭など各境界点の位置並びにその点間距離を記載してください。点間距離はメートル単位で小数点第２位まで記載してください。

　　　④　横断面位置を記載してください。

　　　⑤　既明示がある場合は、黒線にて表示し境界確定指令番号及び境界確定結了年月日を記入してください。

　　　⑥　地籍調査実施済区域については、地籍調査における座標を使用してください。

　　【横断面図について】

　　　①　横断面図は、原則１／５０の縮尺で現地の地形（構造物）を表示し、作成してください。

　　　②　横断面図は、原則として対側構造物に対して垂直なものを作成してください。ただし、対側に明確な構造物等がない場合は、近くの目標物に対しての横断面図を作成してください。

　　　③　横断面図は、原則として、対側の構造物までとしてください。なお、断面距離等は、申請線から対側構造物までの全幅と、申請線から側溝、アスファルト等の構造物ごとの割付幅を記載してください。

　　　④　道路等名及び地番を記載してください。

　　　⑤　協議者が協議依頼する境界線を朱線で記載してください。断面の各距離は、メートル単位で小数点第２位まで記載してください。

　　　⑥　原則として、すべての境界点について横断面を記載してください。

　　【図面作成者について】

　　　①　平面図・横断面図を作成するにあたり測量した年月日及び測量者の資格（職）、氏名を記載のうえ、押印してください。（代理人が法人であっても、測量者資格、氏名は個人の資格、氏名を記載してください。）

　　　②　製図者が測量者と別の場合は、製図者の資格（職）、氏名も記載のうえ、押印してください。（代理人が法人であっても、製図者資格、氏名は個人の資格、個人の氏名を記載してください。）

　（８）　全周座標リスト及び求積図について

　　　①　全周座標リスト及び求積図は、できる限り1枚の用紙に記載してください。

**５　現地立会について**

　　　①　協議依頼書及び協議依頼書添付書類に不備がある場合や不足がある場合は、立会はできません。

　　　②　協議者が協議するポイントを明確にしておいてください。

　　　③　見通しができるように、雑草等を伐採しておいてください。

　　　④　協議依頼書提出から立会に至るまでの間に、協議地及び関係地の状況に変更があった場合は、必ず連絡してください。また、立会までに、新しい状況での実測平面図・横断面図を作成してください。

　　　⑤　協議者（代理人）が欠席した場合は、立会は不成立となります。

**６　境界確定図について**

　　　協議依頼者又は代行者は、現地立会等の後、境界を明確にするために下記により、境界

確定図を作成してください。

①　境界確定図は、立会等により関係者（市を含む）すべてが承諾した後、提出してください。なお、境界確定図面の作成に先立ち、原稿を作成し市担当者の確認を受けてください。

②　境界確定図の標題は「公共用地境界確定図」と表記して、表題部には協議地の所在を表示してください。

③　境界確定図には、右上に境界確定した旨のタイトル印を押すため、横8ｃｍ×縦6ｃｍの空欄を設けてください。

　　④　境界確定図の用紙サイズは、Ａ２以下としてください（複数枚可）。申請地の規模等によりＡ２以下で作成できない場合は、事前に相談してください。

　　　⑤　境界確定図が複数枚にわたる場合は、境界確定人の割印が必要です。

⑥　境界確定図における実測平面図・横断面図については、『（７）実測平面図・横断面図について』に基づき、下記に掲げる雛形図を参考に作成してください。

⑦　平面図の協議地番を朱書で表示し、縮尺は250分の1を原則とし、方位を表示してください。また、横断面図は縮尺５０分の1原則としてください。

　　　⑧　公共用地境界線は、「朱線」で表示し、点間距離（小数点以下第2位まで記載し、第3位は切り捨て）を「朱色」で記入してください。なお、既境界確定線は「黒線」で表示し、境界確定年月日及び文書番号を記入してください。

⑨　境界確定図に記載する協議者の住所・氏名は、協議者が自署してください。また、実印を押印してください。

　　また、隣接地、対側地の土地所有者においては、土地地番、住所氏名、を自署し認印を押印してください。なお、地元関係者の押印も必要となります。

　　　⑩　境界確定図には、以下に掲げる座標値、距離を記載してください。

　　　　ア　境界確定にかかるポイントの座標値

　　　　イ　引照点の座標値

　　　　ウ　引照点から境界点までの距離

　　　　エ　引照点は、恒久的な構造物より2点以上選点する。

⑪　境界確定標識の詳細表示が必要な場合は、境界点標識拡大図を引き出しして表示してください。

なお、　境界確定文言等その他の事項については、雛形図（Ｐ１１）を参考にしてください。

**７　利害関係者の承諾について**

（１）　利害関係者の記名押印について

協議依頼者及び代行者は、境界確定図上に協議地所有者の住所及び氏名（自署）を記入押印（実印）した後、隣地所有者または対側地所有者に対し住所、氏名（自署）の記載及び押印（認印）を求めてください。なお、法人の場合は、代表者の登録された印とします。

（２）　隣接所有者の承諾について

　　　①　隣接土地所有者の承諾は、本境界確定にかかる隣接土地全てについて必要となります。ただし、隣接土地において過去に境界確定があり、本境界確定の隣接点と過去の

境界確定の隣接点が同一であると判断できる場合は、その隣接土地所有者の承諾は省略することができます。

　　　②　隣接土地所有者が共有の場合、その半数以上もしくは持ち分の過半数とし、関係説明図（協議依頼者若しくは代行者の証明印を押印したもの）を添付するものとする。

　　　③　隣接地土地所有者が個人の場合は認印、死亡している場合は、相続人とする。なお、相続人が多数あるときは、その半数以上もしくは持ち分の過半数とし、相続関係説明図（協議依頼者若しくは代行者の証明印を押印したもの）を添付するものとする。

　（３）　対側土地所有者の承諾について

　　　①　対側土地所有者の承諾は、原則、対側土地の全てについて必要です。ただし、以下に掲げるいずれかに該当する場合は、対側土地所有者の同意を省略することができます。

　　　　ア　対側土地において過去に境界確定がなされており、対象となる公共施設と対側地

との境界が確定しており、その境界線が確認できる場合

　　　　イ　協議地・対側地の隣接公共施設（道路等）の構造物が明確な場合（個人のブロッ

ク塀等は、道路構造物ではないので対側土地所有者の同意が必要となります。）

　　　　ウ　対側地について、地積測量図が備え付けられており、かつ、座標値及び引照点距

離などの数値資料がある場合（辺長のみは不可）や、地積測量図に記載してある境

界標が現地に埋設してある場合

　　　　エ　上記のほか、立会時等において市が省略できると判断した場合

　　　②　対側土地所有者が共有の場合、その半数以上もしくは持ち分の過半数とし、関係説

明図（協議依頼者若しくは代行者の証明印を押印したもの）を添付するものとする。

③　対側地所有者が個人の場合は認印、死亡している場合は、相続人とする。なお、

相続人が多数あるときは、その半数以上もしくは持ち分の過半数とし、相続関係説明

図（協議依頼者若しくは代行者の証明印を押印したもの）を添付するものとする。

　（４）　地元代表者等の承諾について

　　　①　隣接の公共用地が、四條畷市管理の道路及び里道の場合地元代表者の承諾が必要と

なります。協議地が田、畑の場合は併せて農業委員の承諾が必要です。また、水路の

場合は、地元代表者の承諾と併せて地元水利組合（水利委員）の承諾が必要となりま

す。

　　　②　隣接の公共用地が、市の所有である公共用地の場合や、境界確定箇所に明瞭な構造物がある場合、地元代表者等の承諾を省略することができます。

　　　③　上記②の場合であっても、市が必要と認め提出を求めた場合は、地元代表者等の地元関係者の承諾が必要となります。

**８　境界点標識の設置**

　　境界点標識の設置方法については、下記により市担当者と協議してください。

　　　①　協議依頼者は、境界確定について協議が成立した後、速やかに永久的な境界点標識を設置してください。

　　　②　境界点標識は移動や毀損が生じないよう堅固に設置してください。

　　　③　設置する境界点標識は、特別な場合を除き、杭、金属プレート、鋲等とし、現地の状況によりその種類を判断して設置してください。

　　　④　特別な場合を除き、設置して境界点１点につき２点以上の引照点を設置し、境界点の控杭としてください。

　　　⑤　引照点は、付近の固定物に恒久的な印をするか、これがない場合は、永久構造物若しくは公共構造物に鋲などを設置してください。

**９　関係者立会後の承諾について**

　（１）　承諾の押印について

　　　①　境界確定図には、関係者（市を含む）立会により承諾された後、押印してください。

　　　　　（図面等の変更が生じた場合は、変更された図面での承諾印を押印し、再度提出していただくことがあります。）

　　　②　承諾者の住所・氏名は、承諾者が自署し、押印してください。

③　承諾者の住所・氏名が全部事項証明書上の住所・氏名と異なる場合は、これを証する書面（住民票、戸籍謄本等）を添付してください。

**１０　境界確定協議依頼書の返却について**

　（１）　境界確定協議依頼書の取り下げ

　　　①　次に掲げる場合は、公共用地境界確定協議の継続は不可となります。速やかに取下げ書（様式第７号）を提出し、公共用地境界確定協議依頼書の返却を受けてください。

　　　　ア　境界について協議が成立しなかった場合

　　　　イ　隣接土地所有者等関係者の承諾が得られなかった場合

　　　　ウ　補正を求めたにも関わらず相当日数が経過しても補正されない場合

エ　立会後、６ヶ月を経過しても境界確定図及びその他必要書類等の提出がない場合

　　特別な理由がある場合はこの限りではない

オ　協議依頼者の申出により取下げる場合

　　　　カ　その他境界を確定できない場合

　　　②　上記①に掲げるものの中で、遅滞を理由に確定協議の継続を不可とするものについて、遅滞している理由書及び協議成立までの具体的な工程表の提出がある場合で、かつ、確実に１～２ヶ月以内に確定成立の場合であれば、例外として、確定協議を継続することができます。

　（２）　境界確定協議依頼書の破棄

　　　①　公共用地境界確定協議の継続が不可となったもののうち、次に掲げるものに該当する場合は、協議依頼書を破棄します。

　　　　ア　境界確定協議の継続が不可のため、取下げの旨を伝えたにも関わらず、６ヶ月を

経過しても、取下げ書の提出がない場合

　　　　イ　取下げ書の提出はあるが、６ヶ月が経過しても、協議依頼書の返却を受けに来な

い場合

　　　　ウ　境界確定協議の継続が不可である旨の連絡がつかない場合

**１１　境界確定図の再交付**

　　すでに境界確定している土地において、当該土地所有者が境界確定図の交付を受けようと

するときは、境界確定図再交付申請書（様式第２号）を提出してください。

　なお、場合によって再交付できないこともありますので、事前にご相談ください。

（１）再交付申請者

　　　①　土地所有者本人若しくはその相続人

　　　②　既明示同一地番の新たな所有者

　　　　　なお、上記の場合において、代理人を立てて、再交付申請を行うことができます。

（２）再交付の申請理由

　　　　再交付の申請（別添様式第　号）には、境界協議書と同様、再交付の申請理由（開発行為、土地分筆、地積の確定、売買、用地買収等）を明記してください。

（３）添付書類

　　①　委任状

　　②　印鑑登録証明書（個人の場合）

　　③　印鑑証明書（法人の場合）

　　④　代表者事項証明書又は商業登記事項証明書（法人の場合）

　　⑤　土地調書

　　⑥　地籍図（公図）の写し

　　⑦　登記事項証明書

　　⑧　地積測量図の写し

⑨　位置図

　　⑩　相続人による再交付申請は、相続関係図及びこれを証する書面（戸籍謄本等）を添付してください。

　（４）再交付をしない場合

　　　　虚偽の申請、再交付申請書類に不備等がある場合には、再交付しないことがあります。

　（雛形図）

横８ｃｍ×縦６ｃｍ

の空欄を設けてくだ

さい。

　　　　　　　　　　　　　公共用地境界確定図

　　　　　 　協議地 　四條畷市中野本町○○○番１

　　　N　　現況平面図　１／○○○　　　　　　　　　　　　横断面図１／○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　①－①'

公共用地境界線

　　　　　　　　　　　　 Ｍ１

　　　　　　　　　　　　　 ◉

　　　　　　○○○番２　　　　　　　　　　　 　　　　　協

　　　　　　　　　　Ａ１　　　　　　　　　①－①' 議

公共用地境界線

　　　　　　　　　　　　　 市道中野本町○○号線　　　 地

 　　市道中野本町○○号線

　　　　 　 協議地

　　　　　○○○番１　　　　　　　　　　○○○番４

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　②－②'

　　　　　　　　　　　　　**◉**

公共用地境界線

 Ｍ２

　　　　　　　　　　Ａ２　　　　　　　　　②－②'

　　　　　○○○番３　　　　　　　　　　　　　　　 　　 協

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　議

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　地

市道中野本町○○号線

立 会　平成　　年　　月　　日

承　諾

協議地と公共用地（里道敷）との境界は現地及び

図面に朱線で表示されたとおり異議ありません。

協議地　　四條畷市中野本町○○○番１

　協議者住所・氏名　　　　　　　　　　　　実印

　隣接地　　四條畷市中野本町○○○番２

　隣接者住所・氏名　　　　　　　　　　　　　印

隣接地　　四條畷市中野本町○○○番３

　隣接者住所・氏名　　　　　　　　　　　　　印

対側地　　四條畷市中野本町○○○番４

対側者住所・氏名　　　　　　　　　　　　　印

地元区長住所・氏名　　　　　　　　　　　　印

地元水利委員住所・氏名　　　　　　　　　　印

地元農業委員住所・氏名　　　　　　　　　　印

　　座標リスト

|  |  |
| --- | --- |
| 地番 | 　 中野本町○○○番１ |
| Ｎｏ | Ｘ | Ｙ |
| 　Ａ１ |  |  |
| Ａ２ |  |  |

　　引照点

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| Ｎｏ | 名称 | Ｘ | Ｙ |
| Ｍ１ |  |  |  |
| Ｍ２ |  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | Ｍ１ | Ｍ２ |
| Ａ１ |  |  |
| Ａ２ |  |  |

【境界確定図作成者欄】

測量日・作成日

事務所所在地・名称

作成者氏名　㊞（資格名、番号・連絡先等）